

定 款

全 日 本 板 金 工 業 組 合 連 合 会

東 京 都 港 区 三 田 一 丁 目 3 番 3 7 号

電 話 0 3 - 3 4 5 3 - 7 6 9 8

全日本板金工業組合連合会 定款

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本会は、板金加工業（建築用、厨房用または冷暖房用に供するものに限る。以下同じ。）の中小企業者の改善発達を図るための必要な事業を行い、会員およびその組合員（以下「所属員」という。）の公正な経済活動の機会を確保し、ならびに経営の安定および合理化を図ることを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本会は、全日本板金工業組合連合会と称する。

(地 区)

第 3 条 本会の地区は、全国とする。

(事務所の所在地)

第 4 条 本会は、事務所を東京都港区に置く。

(公告の方法)

第 5 条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、官報に掲載してする。

(規 約)

第 6 条 定款で定めるもののほか、本会の組織および運営に関し必要な事項は、規約で定める。

第 2 章 事 業

(事 業)

第 7 条 本会は、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員たる板金工業組合の事業についての指導および連絡
- (2) 板金加工業に関する指導および教育
- (3) 板金加工業に関する情報または資料の収集および提供
- (4) 板金加工業に関する調査研究
- (5) 安定事業に関する次に掲げる制限の総合調整

イ. 会員の組合員の加工する板金加工品の引渡し方法に関する制限

ロ. 前号に掲げる総合調整に附帯する事業

2. 前項第 5 号に掲げる事業の内容および実施に関する事項は、総合調整規程で定める。

3. 本会は、第1項に掲げる事業のほか、次の事業を行う。
- (1) 所属員の取扱う板金加工の原材料の共同購買
 - (2) 会員に対する事業資金の貸付け（手形の割引を含む。）及び会員のためにするその借入れ
 - (3) 商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、国民金融公庫に対する会員の債務の保証またはこれらの金融機関の委託を受けてする会員に対するその債権の取立て
 - (4) 会員および所属員に対する事業資金の借入斡旋
 - (5) 所属員の福利厚生に関する事業
 - (6) 前各号の事業に附帯する事業
4. 本会は、その事業に関し、所属員のためにする組合協約を締結することができる。

第3章 会 員

（会員の資格）

第8条 本会の会員たる資格を有するものは、本会の地区内において板金加工の事業を資格事業とする工業組合とする。

（議決権および選挙権）

第9条 会員は、おのおの1個の議決権および役員選挙権を有する。

（加 入）

第10条 会員たる資格を有する者は、本会の承諾を得て、加入することができる。

2. 本会は、加入の申込があったときは、理事会においてその諾否を決する。

（加入者の出資払込み）

第11条 前条第1項の承諾を得たもの（第23条ただし書の承諾を得たものを除く。）は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部または一部を承継することによる場合は、この限りでない。

（自由脱退）

第12条 会員は、あらかじめ、本会に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2. 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面で行なければならない。

（除 名）

第13条 本会は、次の各号の一に該当する会員を除名することができる。この場合において、本会は、その総会の会日の10日前までに、その会員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長時間にわたって本会の施設を利用しない会員。
- (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本会に対する義務を怠った会員
- (3) 本会の事業を妨げ、または妨げようとする行為をした会員
- (4) 本会の事業の利用について不正の行為をした会員
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした会員

(脱退者の持分の払いもどし)

第14条 会員が脱退したときには、会員の本会に対する出資額（本会の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各会員の出資額に応じて減少した額）を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(出資口数の減少)

第15条 会員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終りにおいてその出資口数の減少を請求することができる。

- (1) 事業を休止したとき
 - (2) 事業の一部を廃止したとき
 - (3) その他特にやむを得ない理由があるとき
2. 本会は、前項の請求があったときには、理事会において、その諾否を決する。
3. 出資口数の減少については、前条（脱退者の持分の払い戻し）の規定を準用する。

(届出)

第16条 会員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本会に届け出なければならない。

- (1) 名称、代表者または事務所を変更したとき
- (2) 事業の全部または一部を休止し、もしくは廃止したとき
- (3) 定款、調整規定または規約を変更し、もしくは廃止したとき

(使用料または手数料)

第17条 本会は、その行なう事業について使用料または手数料を徴収することができる。

2. 前項の使用料または手数料の額は、規約または総合調整規程で定める。

(経費の賦課)

第18条 本会は、その行なう事業の費用（使用料または手数料をもって充てるべきものを除く。）に充てるために、会員に経費を賦課することができる。

2. 前項の経費の額、その徴収の時期および方法その他経費の賦課について必要な事項は、総会において定める。

(制裁)

第19条 本会は、次の各号の一に該当する会員に対し、理事会の議決により、過怠金を課すことができる。この場合において、本会は、その理事会の会日の10日前

までに、その会員に対してその旨を通知し、かつ、理事会において弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 第7条第2項の規定による総合調整規程に違反した会員（違反したときに会員であったものを含む）
- (2) 第13条第2号から第4号までに掲げる行為のあった会員
- (3) 第16条の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした会員

2. 前項第1号に該当する会員に課する過怠金の額は、総合調整規程で定める
3. 第1項第1号に該当する者に対する過怠金は、同号の総合調整規程が効力を失った後でもなお課することができる。

第20条 前号第1項の過怠金の賦課に対して不服のある者は、賦課の通知を受けた日から30日以内にその旨を記載した書面をもって、本会に不服の申立てをすることができる。

2. 前項の不服の申立てがあった場合においても、過怠金の徴収は停止しない。

第21条 前条の不服の申立てを審議するため、本会に過怠金再審査委員会を置く。

2. 過怠金再審査委員会は、総会において選挙された委員9人で組織する。
3. 過怠金再審査委員会は、前条の不服の申立てがあったときは事案を審査決定し、その決定を理事会に報告しなければならない。
4. 前各号に定めるもののほか、過怠金再審査委員会に関し必要な事項は、規約で定める。

(延滞金)

第22条 本会は、使用料、手数料、経費、過怠金、払い込むべき出資金その他本会に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで日歩4銭の割合で延滞金を徴収することができる。

第4章 出資および持分

(出資の引き受け)

第23条 会員は、出資1口以上を有しなければならない。ただし、やむを得ない理由がある者であって本会の承諾を得た者は、この限りでない。

2. 前項ただし書の規定による承諾は、理事会の議決により決する。

(出資1口の金額)

第24条 出資1口の金額は、1万円とする。

(出資の払込み)

第25条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(持分)

第26条 会員の持分は、本会の正味財産について、その出資口数に応じて算定する。

2. 持分の算定に当っては、その基礎となる金額で計算上不便な端数は、切り捨てるものとする。

(持分の払い戻しの特例)

第27条 出資をしている会員が第23条第1項ただし書の規定により本会の承諾を得たときは、その持分の払い戻しについては、第12条および第14条の規定を準用する。

第5章 役員、顧問、監査員および職員

(役員の数)

第28条 役員の数、次のとおりとする。

- (1) 理事 12人 以上 20人以内
- (2) 監事 2人 または 3人

(役員の任期)

第29条 役員の任期は次のとおりとする。

- (1) 理事 2年
 - (2) 監事 2年
2. 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選挙された役員の任期は現任者の残任期間とする。
 3. 理事または監事の全員が任期満了前に退任した場合において新たに選挙された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。
 4. 任期の満了または辞任によって退任した役員は、新たに選挙された役員が就任するまで、なおその職務を行う。

(員外役員)

第30条 役員のうち、会員の役員でない者は、理事については1人、監事については1人とする。

(理事長、副理事長、専務理事の職務)

第31条 理事のうち1人を理事長、7人を副理事長、1人を専務理事とし、理事会において選任する。

2. 理事長は、本会を代表し、本会の業務を執行する。
3. 副理事長は、理事長を補佐して、本会の業務を分掌し、理事長が事故または欠員のときは、あらかじめ理事会において定めたところにしたがいその職務を代理し、または代行する。
4. 専務理事は、理事長および副理事長を補佐して、本会の業務を執行し、理事長および副理事長ともに事故または欠員のときはその職務を代理し、または代行する。

5. 理事長、副理事長、専務理事がともに事故または欠員のときは、理事会において理事のうちから代理者または代行者1人を定める。

(監事の職務)

第32条 監事は、理事の職務の執行を監査する。

2. 監事は、いつでも、理事及び参事、会計主任その他の職員に対して事業に関する報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事の忠実義務)

第33条 理事は、法令、定款、総合調整規程および規程の定め並びに総会の決議を遵守し、本会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員選挙)

第34条 役員は、総会において選挙する。

2. 役員選挙は、単記式無記名投票によって行う。
3. 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を決める。
4. 第2項の規程にかかわらず、役員選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。
5. 指名推選の方法により役員選挙を行なう場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。
6. 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選とするかどうかを総会にはかり、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

(役員報酬)

第35条 役員に対する報酬は、総会において定める。

(役員責任免除)

第36条 本会は、理事会の決議により、法第38条の2第9項において準用する会社法第426条第1項の規定により、法及び主務省令に定める限度において役員責任を免除することができる。

(員外理事及び員外監事との責任限定契約)

第37条 本会は、員外理事及び員外監事と法第38条の2第9項において準用する会社法第427条の規定に基づく責任限定契約を締結することができる。

2. 前項に基づき締結される責任限定契約に記載することができる額は100万円とする。

(顧問)

第38条 本会に、顧問を置くことができる。

2. 顧問は、学識経験のある者の中から、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

(監 査 員)

第 39 条 本会に、総合調整規程の実施に関する監査を行うため、監査員を置くことができる。

2. 監査員は、理事会の議決を経て、理事長が選任し、または解任する。

(参事および会計主任)

第 40 条 本会に、参事および会計主任を置くことができる。

2. 参事および会計主任は、理事会の議決を経て、理事長が選任し、または解任する。

(職 員)

第 41 条 本会に、監査員、参事および会計主任のほか、次の職員を置くことができる。

(1) 主事および書記 若干名

(2) 技師および技手 若干名

第 6 章 総会、理事会および委員会

(総会の招集)

第 42 条 総会は、通常総会および臨時総会とする。

2. 通常総会は、毎事業年度終了後 2 月以内に、臨時総会は、必要があるときは何時でも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総会招集の手続)

第 43 条 総会の招集は、会日の 10 日前までに到着するように、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時および場所を記載した書面を各会員に発してするものとする。

(書面または代理人による議決権または選挙権の行使)

第 44 条 会員は、前条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面または代理人をもって議決権または選挙権を行使することができる。この場合は、他の会員でなければ代理人となることができない。

2. 代理人が、代理することのできる会員の数は、2 人以内とする。

(総会の議事)

第 45 条 総会の議事は、中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号。以下『法』という。)で定めるもののほか、会員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決する者とし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議長)

第 46 条 総会の議長は、総会ごとに、出席した会員の代表者のうちから選任する。

(緊急議案)

第 47 条 総会においては、出席した会員(書面または代理人により議決権または選挙権

を行使する者を除く。)の3分の2以上の同意を得たときに限り、第41条の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。

(総会の議決事項)

第48条 総会においては、法または定款で定めたもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金額の最高限度
- (2) 1会員に対する貸付け(手形の割引を含む。)および1会員のためにする債務保証の金額の最高限度
- (3) その他理事会において必要と認める事項

(総会の議事録)

第49条 総会の議事録は、議長および出席した理事が作成し、これに署名するものとする。

2. 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会の日時および場所
- (2) 会員数およびその出席者数
- (3) 議事の経過の要領
- (4) 議案別の議決の結果(可決、否決の別および賛否の議決件数)

(理事会の招集)

第50条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が事故または欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい副理事長が、理事長および副理事長がともに事故または欠員のときは専務理事が、理事長、副理事長および専務理事がともに事故または欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい他の理事が招集する。
3. 理事は、必要があると認めるときは、何時でも、理事長に対し、理事会を招集すべきことを請求することができる。
4. 前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から5日以内に、正当な理由がないのに理事長が理事会招集の手続をしないときは、みずから理事会を招集することができる。

(理事会招集の手続)

第51条 理事会の招集は、会日の7日前までに日時および場所を各理事に通知してするものとする。ただし、理事全員の同意があるときは、招集の手続を省略することができる。

(理事会の議事)

第52条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

(理事会の書面議決)

第53条 理事は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ通知のあった事項につい

て書面により理事会の議決に加わることができる。

(理事会の議決事項)

第54条 理事会は、法または定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に提出する議案

(2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長および議事録)

第55条 理事会においては、理事長がその議長となる。

2. 理事会の議事録については、第47条(総会の議事録)の規定を準用する。この場合において、同条第2項第4号中『(可決、否決の別および賛否の議決件数)』とあるのは、『(可決、否決の別および賛否の議決件数ならびに賛成した理事の氏名および反対した理事の氏名)』と読み替えるものとする。

(委員会)

第56条 本会は、過怠金再審査委員会のほか、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

2. 委員会の種類、組織および運営に関する事項は、規約で定める。

第7章 会 計

(事業年度)

第57条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(法廷利益準備金)

第58条 本会は、出資総額に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を準備金として積み立てるものとする。

2. 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、とりくずさない。

(資本金準備金)

第59条 増口金および減資差益(第14条ただし書の規定によって払いもどしをしない額を含む。)は、資本準備金として積み立てるものとする。

(特別積立金)

第60条 本会は、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。

(利益剰余金および繰越金)

第61条 1事業年度における総利益金に総損金および繰越損益金を加減したものを利益剰余金とし、第56条の規定による法定利益準備金、第58条の規定による特別積立金および納税引当金を控除して、なお剰余があるときは、総会の議決によりこれを会員に配当し、または翌事業年度に繰り越すものとする。

(利益剰余金の配当)

第62条 前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における会員の出資額、もしくは会員がその事業年度において連合会の事業を利用した分量に応じてするものとする。

2. 事業年度末における会員の出資額に応じてする配当は、年1割を越えないものとする。

3. 配当金の計算については、第26条第2項(持分)の規定を準用する。

(損失金の処理)

第63条 損失金のおてん補は、特別積立金、法定利益準備金、資本準備金の順序にしたがってするものとする。

(職員退職給与引当金)

第64条 本会は、毎事業年度の終りにおいて、退職給与引当金として、職員給与総額の100分の5以上を計上する。

附 則

1. 設立当時の役員の任期は、最初の通常総会の日までとする。

2. 最初の事業年度は、本会成立の日から昭和42年3月31日までとする。

昭和41年12月23日 施行

昭和44年 7月 2日 一部改定

平成 3年 5月14日 一部改定

平成 9年 7月15日 一部改定

平成16年 9月10日 一部改正 (第28条 役員の定数)

平成20年 6月30日 一部改正